

〇中小企業に該当する企業	
産業分類	中小企業の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人

事業所ごとに
正本1部、コピー2部 作成
毎年6月30日までに提出

許可番号	派43-〇〇〇〇〇〇
事業所枝番号	3桁で表記 001
許可年月日	平成〇〇年〇月〇日

2面～6面 年度報告（第1面の8欄の期間の報告）
7・8・9面 6月1日現在の状況報告

労働者派遣事業報告書（年度報告）
（6月1日現在の状況報告）

労働者派遣事業の詳細については、
「労働者派遣事業関係業務取扱要領」を
ご確認ください。
※厚生労働省ホームページに掲載しています

提出日

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

黄色のセルは事業主に係る情報
その他は全て事業所に係る情報

- ・法人は、会社名及び代表者の氏名を記載
- ・個人は代表者の氏名を記載

提出者 株式会社 労働商事
代表取締役 労働太郎

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)		かぶしがいしゃろうどうしょうじ	
1 氏名又は名称		株式会社 労働商事	
2 住 所		〒(860-****) 熊本県熊本市西区春日*-*** (096) ***-****	
(ふりがな)		ろうどう たろう	
3 代表者の氏名 (法人の場合)		労働 太郎	
		役 名 代表取締役	
(ふりがな)		かぶしがいしゃろうどうしょうじくまもとしてん	
4 事業所の名称		株式会社 労働商事 熊本支店	
		派遣の許可申請を行っている事業所の名称 及び所在地を記入（ビル名等も忘れずに）	
5 事業所の住所		〒(860-0000) 熊本県熊本市西区春日*-*** 〇〇〇ビル*階 (096) ***-****	
6 大企業、中小企業の別		1 大企業 2 中小企業 左上の表参照	
		※総務省ホームページより検索できます。	
7 産業分類	名称	決算期末日における事業主の 主たる事業を日本標準産業分類の細分類で記載	
		分類 番号	4桁の細分類番号 を記載
8 事業年度の開始の日及び当 該事業年度の終了の日		令和*年*月*日 ～ 令和*年*月*日	
		報告の対象となる事業年度の期間を和暦で記載 6月1日現在の状況報告のみの事業所は斜線を引いてください。 (併せて、11、12、13欄は、記入不要)	
9 民営職業紹介事業との兼業		1 有 2 無	許可・届出番号 43-ユ-*****
10 親会社の名称		説明にある①～③のいずれかに該当する者が 法人の場合のみ記入	
		職業紹介事業の許可を受けているかどうか	
①労働者派遣事業の許可番号		派43-*****	②民営職業紹介事業の許可・届出番号 43-ユ-*****
11 請負事業の実施		1 有 2 無	うち構内請負の実施 1 有 2 無
12 備考		「親会社」とは ①議決権の過半数を所有している者 ②資本金の過半数を出資している者 ③事業方針の決定に①②と同等以上の支配力を有すると認められる者	
		製造業に分類される事業者であって、発注者の事業所 構内において自社の雇用する労働者を使用し生産活動 を請け負っている場合は「1」を、それ以外の場合は「2」 を○で囲む	

※労働局記入欄

11欄は、対象年度内に、業務請負（委託）契約があるかないかを記載
請負事業とは・・・客先で行う業務をまるごと受ける請負（委託）契約のことをいいます。
人材派遣ではないので、客先での業務を行う者には客先からの指揮命令は発生しません。

社労士による提出の場合は
提出代行印を押印してください。

I 年度報告

通算雇用期間とは実際に雇用された期間

「見込み」とは... 通算派遣期間 + 個別契約書の派遣期間

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

報告対象期間末日現在の 実人数を記載	計	通算雇用期間 が1年以上の 派遣労働者	うち同じ職場 に1年以上派遣 見込みの者	通算雇用期間 が1年未満の 派遣労働者	うち同じ職場 に1年以上派遣 見込みの者
①全労働者	100	—	—	—	—
②派遣労働者総計	40	30	20	10	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	10	0	0
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	10	3
⑤日雇派遣労働者	2	0	0	0	0

(2) 労働者派遣事業の売上高

事業年度における事業所ごとの
派遣事業売上高を円単位【税込金額】で記載

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

(3) 請負事業の売上高

事業年度における事業所ごとの
請負事業売上高を円単位【税込金額】で記載

※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

(4) 海外派遣労働者数 (実人数)

(5) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数 (実数)

※登録制度のある事業主のみ

登録者のうち、対象期間中に就業した実人数 制度がない場合は「0」

②労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
記入漏れに注意										実績が無ければ「0」

(6) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 教育機関 4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
教育の内容				
イ 3 8	2	1	30	1.5
ロ				
ハ				
ニ				
ホ				

③主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

氏名又は名称	所在地
上位5社の法人名と本店住所(市区町村まで)を記載	

労働安全衛生法第59条第1項(雇入れ時の教育)の場合
労働安全衛生規則第35条第1項
1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること
2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること
3 作業手順に関すること
4 作業開始時の点検に関すること
5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
6 整理、整頓及び清潔の保持に関すること
7 事故時等における応急措置及び退避に関すること
8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項各号のうち該当号数に応じた「1」～「8」までの数字を、
同法第59条第2項(作業内容変更時の教育)の場合は、「9」
同条第3項(危険・有害業務の特別教育)に該当する場合は、「10」

②その他の教育訓練 (①及び(11)に係るものを除く)

訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし) 2 無償(実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし) 2 有給(無給部分あり) 3 無給	1人当たりの平均実施時間
(一般教養としての訓練等キャリアアップに資する訓練以外)					
イ コンプライアンス研修	2	1	1	1	0.50
ロ					
ハ					

(7) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣した労働者数(人)	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数(人)	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用についた労働者数(人)

(8)は、派遣終了後も継続就業を希望している有期雇用派遣労働者で
①1年以上同一組織単位に派遣見込のある方
②通算1年以上雇用期間のある方 (について記載が必要です。
※無期雇用の派遣労働者、60歳以上の者については対象外です。

(8) 雇用安定措置 (法第30条) の実績

派遣先の同じ職場(組織単位)への派遣期間(見込)を通算する	対象派遣労働者数	第1号の措置(派遣先への直接雇用の依頼)を講じた人数	うち、派遣先で雇用された人数	第2号の措置(新たな派遣先の提供)を講じた人数	うち、新たな派遣先に就業した人数	第3号の措置(派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用)を講じた人数	第4号の措置(その他の措置)を講じた人数	第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数	雇用安定措置を講じなかった理由等を記載
計 記入漏れに注意	35	14	9	8	8	3		14	
3年見込み	8							0	
2年半から3年未満見込み									退職してしまった
2年から2年半未満見込み	12	5	3	5	4	2		1	
1年半から2年未満見込み	5	1	1					2	努力義務期間のため
1年から1年半未満見込み									
1年未満見込み(※1)	10			5	3			5	努力義務期間のため

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者(登録中の者を含む)に限る。

※2 (5) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)」の内数であること。

「見込み」とは... 通算派遣期間 + 個別契約書の派遣期間

様式第11号 (第3面)

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項

「協定対象派遣労働者」には、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の一人一日当たりの賃金を記載

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)

	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01～99の合計額/記載業務の合計数	18,667	22,000	12,000	13,400	15,600	15,600	9,000	9,000
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者	30,000	30,000	0	22,000	22,000	22,000	0	0
11 その他の技術者								
12 -1 医師								
12 -2 薬剤師								
12 -3 歯科医師、獣医師								
13 -1 看護師								
13 -2 准看護師								
13 -3 保健師、助産師								
14 -1 診療放射線技師								
14 -2 臨床検査技師								
14 -3 その他の医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家、記者、編集者								
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者	12,000	0	12,000	9,000	0	0	9,000	9,000
26 会計事務従事者	14,000	14,000	0	9,200	9,200	9,200	0	0
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								

01～99の金額の単純平均を記入(小数点以下は四捨五入)

派遣料金(1日(8時間当たり)の額)の計算式

(報告対象期間中の労働者派遣料金の総額)

× 8時間

(報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数)

※小数点以下は四捨五入

派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)の計算式

(報告対象期間中の派遣労働者の総賃金)※手当、賞与も含む

× 8時間

(報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数)

※小数点以下は四捨五入

※賃金・時間はいずれも有給休暇分含む

日本標準職業分類(中分類)に基づく職種別に算出して記載

※職業分類については、総務省ホームページより検索できます。

様式第11号 (第4面)

「協定対象派遣労働者」には、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の一人一日当たりの賃金を記載

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）（続）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者								
33 販売類似職業従事者								
34 営業職業従事者								
35 家庭生活支援サービス職業従事者								
36 介護サービス職業従事者								
37 保健医療サービス職業従事者								
38 生活衛生サービス職業従事者								
39 飲食物調理従事者								
40 接客・給仕職業従事者								
41 居住施設・ビル等管理人								
42 その他のサービス職業従事者								
43 ～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者								
47 林業従事者								
48 漁業従事者								
49 生産設備制御・監視従事者								
50								
51 機械組立設備制御・監視従事者								
52								
53 製品製造・加工処理従事者								
54 機械組立従事者								
55 機械整備・修理従事者								
56								
57 製品検査従事者								
58 機械検査従事者								
59 生産関連・生産類似作業従事者								
60 鉄道運転従事者								
61 自動車運転従事者								
62 船舶・航空機運転従事者								
63 その他の輸送従事者								
64 位置・建設機械運転従事者								
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）								
67 電気工事従事者								
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
69 採掘従事者								
70 運搬従事者								
71 清掃従事者								
72 包装従事者								
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者								
99 分類不能の職業								

派遣料金(1日(8時間当たり)の額)の計算式
(報告対象期間中の労働者派遣料金の総額) × 8時間
(報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数)
※小数点以下は四捨五入

派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)の計算式
(報告対象期間中の派遣労働者の総賃金)※手当、賞与も含む × 8時間
(報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数)
※賃金・時間はいずれも有給休暇分含む
※小数点以下は四捨五入

日本標準職業分類(中分類)に基づく職種別に算出して記載
※職業分類については、総務省ホームページより検索できます。

日本標準職業分類で検索をしても該当する職業分類がない場合は、こちらに記入(余白に内容記載)

様式第11号 (第5面)

「全業務平均」は施行令第4条第1号～18号までにあげる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること。
※派遣料金と賃金は全て小数点以下は四捨五入

「協定対象派遣労働者」には、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の一人一日当たりの賃金を記載

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	31,500	31,500	31,500
4-1 情報処理システム開発	30,000	30,000	30,000
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

(10) マージン率等の情報提供の状況

※記入漏れに注意

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	
その他 ()	

※複数選択可

※平成24年法改正により派遣元事業主に義務付けられています。
(法第23条第5項)

※令和3年4月よりマージン率等については、原則インターネットの利用による情報提供が必要になります。

「キャリアコンサルタント」とは、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者数

次の方が対象となります。
・キャリアコンサルティング経験あり
・職業能力開発推進者就任経験あり
・人事担当の3年以上の職務経験あり

（11）キャリアアップ措置の

① キャリアコンサルティング窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2	0	1	1	0
キャリアコンサルタント	1	1	0	—	—	—
上記以外の担当者	1	1	0	—	1	0
営業職				—		
その他	1	1	0	—	1	0

キャリアコンサルティング等についての職務経験はないが知識を有する者

派遣元責任者がキャリアコンサルティング担当を兼任する人数を記載

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
50	10	40	30	5	25	30	5	25

報告対象期間1年間（退職者含む）の派遣労働者数を記載

派遣労働者の雇用形態について 該当する番号に○を付け、その番号ごとに報告書(6面)を作成すること。

③ キャリアアップに資する教育訓練（1 フルタイム（1年以上雇用見込み）、2 短時間勤務（1年以上雇用見込み）、3 1年未満雇用見込み）

雇用開始から 1年目、2年目のカウント	訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間（複数回実施の場合は、その合計）)				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なものの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給	
		(下段) 対象となる派遣労働者数				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)								
1年目		2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降						
イ 入職時等基礎的訓練														
(イ) 新規採用者訓練	1				40				1	1	1	1		
	10				10				備考					
(ロ) 訓練が特定できるよう具体的に記載	該当する種別番号を記載				各年ごとの実施時間の総計				記入漏れに注意					
	各年ごとの対象となる派遣労働者数				各年ごとの受講者人数				備考					
ロ 職能別訓練														
(イ) システム設計・技能研修	2	2	2	2	40	80	96	20	2	1	1	1		
	10	20	12	8	10	10	12	5	備考					
(ロ) OA機器操作訓練	1	2			10	6			1	2	1	1		
	5	3			5	3			備考					
ハ 職種転換訓練														
(イ) ワークスタイル多様化研修				4				10	2	1	1	1		
				6				5	備考					
(ロ)									備考					
ニ 階層別訓練														
(イ) リーダー就任研修			4	5			16	16	2	1	1	1		
			2	2			2	2	備考					
(ロ)									備考					
ホ その他の教育訓練														
(イ) ビジネススキル研修	1	2	2	2	厚生労働大臣が定める基準は、「訓練方法の別」が 1 又は 2 「訓練費負担の別」が 1 「賃金支給の別」が 1 であるもの				1	3	1	1		
	5	5	3	2					備考					
(ロ) 経理研修		2	3	2					1	1	1	1		
		5	2	3					備考					
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計（a）					110	106	112	53	1～3年目のaの合計（c）				328	
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数（b）					10	13	12	5	1～3年目のbの合計				35	
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間（a÷b）					11	8	9	10	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間（c÷d）				9	
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額（1人1時間当たり平均）										訓練時の賃金額 ÷ 総訓練時間				

小数点切り捨て

Ⅱ 6月1日現在の状況報告

6月1日が報告対象日となり、年度報告の報告対象期間とは異なります。

※報告対象日について
6月1日が日曜日に当たる場合は、6月2日現在とし
土曜に当たる場合は、6月3日現在とする。

（日本産業規格A列4）

6月1日に実際に派遣された労働者（日雇以外）の実人数を記載
※日頃は派遣労働に従事している派遣労働者であっても、6月1日に派遣されなかった労働者は除く

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数 ※「通算雇用期間」とは、報告対象日（6月1日）以前、実際に雇用されていた期間

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
42	25	19	9	7	2	2	6	5

「協定対象派遣労働者」には、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の実人数を記載

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者	20	20	15	0	0
11 その他の技術者					
12 -1 医師					
12 -2 薬剤師					
12 -3 歯科医師、獣医師					
13 -1 看護師					
13 -2 准看護師					
13 -3 保健師、助産師					
14 -1 診療放射線技師					
14 -2 臨床検査技師					
14 -3 その他の医療技術者					
15 その他の保健医療従事者					
16 社会福祉専門職業従事者					
17 法務従事者					
18 経営・金融・保険専門職業従事者					
19 教員					
20 宗教家					
21 著述家、記者、編集者					
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者					
23 音楽家、舞台芸術家					
24 その他の専門的職業従事者					
25 一般事務従事者	10	2	2	8	6
26 会計事務従事者	2	0	0	2	2
27 生産関連事務従事者					
28 営業・販売事務従事者					
29 外勤事務従事者					
30 運輸・郵便事務従事者					
31 事務用機器操作員					

○6月1日に実際に派遣された労働者の実人数を日本標準職業分類(中分類)に基づく職種別に記載

※職業分類については総務省ホームページより検索できます。

○複数種類の業務に従事した場合は、6月1日最も多く従事した業務に記載

様式第11号 (第8面)

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
32 商品販売従事者					
33 販売類似職業従事者					
34 営業職業従事者					
35 家庭生活支援サービス職業従事者					
36 介護サービス職業従事者					
37 保健医療サービス職業従事者					
38 生活衛生サービス職業従事者					
39 飲食物調理従事者					
40 接客・給仕職業従事者					
41 居住施設・ビル等管理人					
42 その他のサービス職業従事者					
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—
46 農業従事者					
47 林業従事者					
48 漁業従事者					
49・50 生産設備制御・監視従事者					
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者	10	5	4	5	4
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者					
58 機械検査従事者					
59 生産関連・生産類似作業従事者					
60 鉄道運転従事者					
61 自動車運転従事者					
62 船舶・航空機運転従事者					
63 その他の輸送従事者					
64 定置・建設機械運転従事者					
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）					
67 電気工事従事者					
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—
69 採掘従事者					
70 運搬従事者					
71 清掃従事者					
72 包装従事者					
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者					
99 分類不能の職業					

「協定対象派遣労働者」には、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の実人数を記載

○6月1日に実際に派遣された労働者の実人数を日本標準職業分類(中分類)に基づく職種別に記載
※職業分類については総務省ホームページより検索できます。

○複数種類の業務に従事した場合は、6月1日最も多く従事した業務に記載

日本標準職業分類で検索しても該当する職業分類がない場合は、こちらに記入

「協定対象派遣労働者」には、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の実人数を記載

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
10	5	4	5	4

②の49～59の合計数を記入

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)	2	0	2
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

実績人数の中で、対象者がいる場合は忘れずに記入して下さい
複数該当する場合は、もっとも該当する事項に記載

様式第11号（第9面）

6月1日に実際に派遣された日雇労働者の実人数を記載
※日頃は派遣労働に従事している派遣労働者であっても、6月1日に派遣されなかった労働者は除く

i「高齢者」とは、60歳以上の者
ii「昼間学生」とは、雇用保険の適用を受けない学生
iii「副業として従事するもの」とは、生業収入の額が500万円以上の者
iv「主たる生計者でない者」とは、生計を一にする配偶者等の収入により生計を維持するものであり、世帯収入の額が500万円以上の者

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i～ivに該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
4	1	1	2	1	0	0	1	1	0	0

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数（⑤ i～ivの合計の人数から特定製造業務従事者を除く）

日雇派遣労働者	
協定対象派遣労働者	
2	1

「協定対象派遣労働者」には、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の実人数を記載

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数（⑤の内数）

	日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者	
4-1 情報処理システム開発		
4-2 機械設計	1	1
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストラーション		
4-11 添乗		
4-12 受付・案内		
4-13 研究開発		
4-14 事業の実施体制の企画、立案		
4-15 書籍等の制作・編集		
4-16 広告デザイン		
4-17 O A インストラクション		
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19 看護業務		

複数業務に従事した日雇労働者については、報告対象となる6月1日現在において、もっとも多く従事した業務に従事したものとする。

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数（⑤の内数）

法第40条の2第1項第3号イ（有期プロジェクト業務）	
法第40条の2第1項第3号ロ（日数限定業務）	1
法第40条の2第1項第4号（育児休業等取得者の代替業務）	
法第40条の2第1項第5号（介護休業取得者の代替業務）	

登録者のうち、6月1日に雇用されている者と過去1年以内に雇用されたことのある者の実人数
※過去1年を超える期間にわたり一度も雇用されていない者は除く

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者（雇用されている者を含む。）の数

20

登録制度がない場合は「0」

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	27	15	—	0
健康保険	27	13	—	2
厚生年金保険	27	13	—	2

「雇用見込み」とは6月1日における通算雇用期間＋雇用契約の雇用期間

第7面の1-①欄に記載した派遣労働者数の内数になる

雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況について

※ 実際に6月1日に派遣された労働者のうち、未加入者がいる場合は該当する理由の番号に
○印を付け人数を記入し添付してください。

（6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とします。）

許可番号	派 4 3 - ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	事業所の名称	株式会社 労働商事
------	-------------------------	--------	-----------

【雇用保険】未加入者数 4 人

未加入の理由	1. 1週間当たりの所定労働時間が20時間未満であるため	人
	2. 雇用契約の期間が31日未満であり、契約期間満了後においても引き続き雇用が見込まれないため	4 人
	3. 昼間学生のため	人
	4. 法人の役員のため	人
	5. 事業主と同居している親族のため	人
	6. 加入手続き中（令和 年 月 日に手続き完了予定）	人
	7. 派遣労働者が加入拒否しているため	人
	8. その他 理由を具体的に記入してください	人

【健康保険・厚生年金保険】未加入者数 4 人

未加入の理由	1. 雇用契約の期間が2ヶ月以内であり、契約期間満了後においても引き続き雇用が見込まれないため	4 人
	2. 1週間の所定労働時間または1月間の所定労働日数が通常の労働者の3/4未満であって	—
	(ア) 1週間の所定労働時間が20時間未満であるため	人
	(イ) 賃金の月額が8.8万円未満であるため	人
	(ウ) 学生であるため	人
	(エ) 被保険者が常時50人以下であり、任意特定適用事業所の申し出がなされていない事業所に使用されているため	人
	3. 70歳以上のため厚生年金保険は未加入、健康保険のみ加入	人
	4. 75歳以上のため	人
	5. 個人事業主で従業員が5人未満のため、事業所として未加入	人
	6. 加入手続き中（令和 年 月 日に手続き完了予定）	人
未加入の理由	7. 派遣労働者が加入拒否しているため	人
	8. その他 理由を具体的に記入してください	人

注1）未加入者がいない場合は添付不要です。
注2）事業所ごとに作成して添付してください。

様式第11号 (第10面)

記載要領

第1面

- 1 「許可番号」及び「許可年月日」欄には、許可番号等を記入すること。
- 2 第1面上方の提出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- 3 6欄及び7欄については、許可申請時（更新を受けた事業主にあつては直近の更新時）における企業規模及び日本標準産業分類に基づく産業分類（細分類）を記載すること。ただし、7欄については、日本標準産業分類に変更があった場合は、最新の分類に基づいて記載すること。6欄の「大企業」は中小企業以外のものを指し、「中小企業」は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者を指すこと。
- 4 8欄には、年度報告の報告対象期間である、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあつては、当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日（事業を事業年度の途中で終了した場合にあつては、当該事業の終了の日）を記載すること。
- 5 10欄の「親会社」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）第18条の3第2項各号に規定する者をいうこと。当該親会社が労働者派遣事業の許可番号又は民営職業紹介事業の許可・届出番号を有している場合には、当該番号を記載すること。なお、当該親会社が、旧特定労働者派遣事業に係る事業所である場合には、12欄に親会社の当該旧特定労働者派遣事業に係る届出受理番号を記載すること。
- 6 11欄について、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）により請負事業となる事業を実施している場合には、1を○で囲むこと。その際、製造業に分類される事業者であつて、構内請負（発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うこと）を実施している場合には、「うち構内請負の実施」欄の1を○で囲むこと。

I 年度報告

第2面

- 1 (1) 欄の「派遣労働者数等雇用実績」には、報告対象期間の末日における派遣労働者等の実人数を記載すること。
- 2 (1) 欄の③の「無期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第30条の2第1項に規定する無期雇用派遣労働者を、④の「有期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣法第30条第1項に規定する有期雇用派遣労働者をいうこと（以下同じ。）。
- 3 (1) 欄の⑤の「日雇派遣労働者」とは、労働者派遣法第35条の4第1項に規定する日雇労働者をいうこと。なお、30日以内の期間を定めた契約を更新して通算30日を超えるような場合も含まれることに留意すること（以下同じ。）。
- 4 (1) 欄の⑥の「登録者」とは、労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から期間を定めて雇用した者を派遣労働者として労働者派遣の対象とする制度（登録制度）に基づいて、派遣労働者になることを目的として派遣元事業主に登録した者であつて、既に雇用されている者を含み、過去1年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除くこと。
- 5 (1) 欄の「通算雇用期間が1年以上の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間（実際に雇用された期間をいう。以下同じ。）が1年以上である派遣労働者を、「通算雇用期間が1年未満の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間が1年未満の派遣労働者をいうこと。また、「同じ職場に1年以上派遣見込みの者」とは、雇用契約期間が通算して1年以上であり、かつ、当該派遣労働者の同じ職場での派遣就業に係る派遣契約が通算して1年以上である派遣労働者をいうこと。
- 6 (2) 欄の「労働者派遣事業の売上高」には、労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載すること。（事業所ごとの額を計上すること。円単位で記載すること（千円、万円単位などや小数点は使用しないこと。）。）。
- 7 (3) 欄の「請負事業の売上高」には、当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載すること。（事業所ごとの額を計上すること。円単位で記載すること（千円、万円単位などや小数点は使用しないこと。）。）。

様式第11号 (第11面)

- 8 (4) 欄については、報告対象期間内に海外派遣した派遣労働者の実人数を記載すること。
- 9 (5) 欄の①欄については、報告対象期間内に派遣先の事業所の実数を記載すること。報告対象期間内に労働者を派遣しなかった場合は「0」を記載すること。
- 10 (5) 欄の②欄については、報告対象期間内に締結した労働者派遣契約（個別契約）に係る派遣期間について、総件数（延べ件数）及び内訳としての期間別の件数を記載すること。なお、1つの労働者派遣契約において複数の派遣期間がある場合は、それぞれの期間別に計上した件数を記載すること。（5）欄の①欄が「0」であった場合は、「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をすること。
- 11 (5) 欄の③欄については、報告対象期間（第1面の8欄）内における主な派遣先の事業主のうち取引額上位5位までの事業主名を記載すること。（5）欄の①欄が「0」の場合及び②欄に「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をした場合には、（5）欄の③欄には記載の必要がないこと。
- 12 (6) 欄中、選択肢として番号を提示している部分については、該当する番号を記載すること。
- 13 (6) 欄については、①欄には「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」の報告対象期間内における実績を、②欄には一般教養としての訓練等の「その他の教育訓練」（安全衛生教育及び派遣労働者のキャリアアップ措置に関するものの以外の訓練）の報告対象期間内における実績を、それぞれ記載すること。
- 14 (6) 欄の①欄及び②欄については、教育訓練コース単位で記載し、①欄には5コースまでを、②欄には3コースまでを記載すること。それ以上のコースがある場合は、別紙に記載すること。
- 15 (6) 欄の①欄について、実施内容が労働安全衛生法第59条第1項の規定に該当する場合は、その内容に合致する労働安全衛生規則第35条第1項各号のうち該当号数に応じた1～8までの数字を、労働安全衛生法第59条第2項の規定に該当する場合は9を、同条第3項の規定に該当する場合は10を、その訓練の主な内容に応じて最大2つまで記載すること。
- 16 (6) 欄の①欄について、「教育の内容」については、「4S（整理・整頓・清掃・清潔）運動」、「KY（危険予知）活動」、「ヒヤリハット事例の報告」等具体的に記載すること。
- 17 (6) 欄の①欄及び②欄について、「1人当たりの平均実施時間」には、報告対象期間内に、各コースごとに派遣労働者が受講した1人当たりの平均実施時間数を記載すること。
- 18 (6) 欄の②欄について、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。
- 19 (6) 欄の②欄について、「訓練費負担の別」において、「1 無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め訓練の全てを無償で実施することを、「2 無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 20 (6) 欄の②欄について、「賃金支給の別」において、「1 有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。
- 21 (7) 欄について、イには、報告対象期間内に、新たに、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込みのあった派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において紹介予定派遣により労働者派遣された派遣労働者数の実人数をロに記載すること。ハには、報告対象期間内において紹介予定派遣により派遣先に職業紹介された派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において派遣先で雇用された派遣労働者の実人数をニに記載すること。
- 22 (8) 欄については、報告対象期間内における雇用安定措置の対象派遣労働者（雇用安定措置を講じなかった者を含む。）及び各雇用安定措置の区分ごとの派遣労働者の延べ人数を記載すること。「3年見込み」、「2年半から3年未満見込み」、「2年から2年半未満見込み」、「1年半から2年未満見込み」及び「1年から1年半未満見込み」の対象派遣労働者については、各期間に該当し、かつ当該労働者派遣の終了後も継続して就業することを希望している者とすること。同一の派遣労働者が複数の期間の区分に該当する場合は、該当する区分のそれぞれの欄に計上すること。
- 23 (8) 欄の期間の区分は、派遣先の同じ職場への派遣期間の見込みの期間とすること。「同じ職場への派遣期間の見込み」とは、派遣労働者の派遣就業に係る派遣契約期間を通算したものをいうこと。ただし、派遣契約期間の途中で派遣労働者の雇用契約が満了したり、当該派遣労働者の派遣先が変わったりした場合については、当該派遣労働者が同じ職場へ派遣されていた通算期間とすること。
- 24 (8) 欄の「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」、「第2号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数」、「第3号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数」及び「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。
- 25 (8) 欄の「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」について、「教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）」、「紹介予定派遣」及び「左記以外のその他の措置」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。
- 26 (8) 欄の「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」について、前年度に派遣先への直接雇用の依頼を行ったが前年度中には直接雇用に結びつかず、年度を超えて当年度で直接雇用に結びついた場合は、当年度でも引き続き依頼を行ったものとして、「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」及び「うち、派遣先で雇用された人数」のそれぞれに当該人数を記載すること。
- 27 (8) 欄の「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」の「左記以外のその他の措置」については、民営職業紹介事業の許可・届出を行っている派遣元事業主が実施する職業紹介等の措置をいうこと。

様式第11号 (第12面)

第3面から第5面まで

- 28 (9) 欄の①欄及び①の(続)欄並びに②欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の1人1日当たりの賃金を記載すること。
- 29 (9) 欄の①欄及び①の(続)欄には、報告対象期間内における、最新の日本標準職業分類(中分類)に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者(日雇派遣労働者を除く。)の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。「14-3 その他の医療技術者」には「14-1 診療放射線技師」及び「14-2 臨床検査技師」の業務の実績は含めないこと。なお、「66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12-1 医師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ派遣することが認められていることに留意すること。
- 30 (9) 欄の②欄には、報告対象期間(第1面の8欄)内において、日雇派遣労働者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。)第4条第1項第1号から第19号までに掲げる業務に従事させている場合、従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。なお、「4-19 看護業務」については、労働者派遣法施行令第4条第2項の規定に基づき准看護師等の看護師以外の者が行う業務を含まないこと。
- 31 (9) 欄の①欄及び①の(続)欄並びに②欄の「派遣料金」については、1人1日当たりの派遣料金(消費税を含む。)を記載し、報告対象期間内において派遣先から得た派遣料金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに、8時間(1日)業務に従事したものとして算定すること(小数点以下は四捨五入)。①欄及び①の(続)欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。なお、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第4条第1号から第19号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。
- 32 (9) 欄の①欄及び①の(続)欄並びに②欄の「賃金」(労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。)については、1人1日当たりの賃金を記載し、報告対象期間(第1面の8欄)内において派遣労働者に支払った賃金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに8時間(1日)業務に従事したものとして算定すること(小数点以下は四捨五入)。なお、①欄及び①の(続)欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。また、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第4条第1号から第19号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。
- 33 (10) 欄の「マージン率等の情報提供の状況」については、該当する各欄に○印をすること(複数選択可)。

様式第11号 (第13面)

第6面

- 34 (11) キャリアアップ措置の実績については、報告対象期間内において労働者派遣法で求められるキャリアアップ措置の要件を満たしているものを記載すること。その上で、事業主が独自に実施したキャリアアップ措置についても追加的に記載してもよいこと。
- 35 (11) 欄の①欄の「キャリアコンサルタント」とは、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者をいうこと。
- 36 (11) 欄の①欄の「うち派遣元責任者との兼任状況」欄は、キャリアコンサルティングの窓口担当者の計の内数を記載すること。
- 37 (11) 欄の①欄の「キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者」欄について、「職務経験あり」とは、過去において職務としてキャリアコンサルティングの経験がある者、職業能力開発推進者に就任したことがある者、人事部門で3年以上の経験を積んでいる者等をいうこと。また、「知見あり」とは、過去においてキャリアコンサルティング等についての職務経験はないがその知識を有する者をいう。
- 38 (11) 欄の②欄の「実施した者の人数」については、①欄の担当者が行うキャリアコンサルティングを受けた実人数を記載すること。
- 39 (11) 欄の③欄については、1年以上の雇用見込みのあるフルタイム勤務の者、1年以上の雇用見込みのある短時間勤務の者又は1年未満の雇用見込みである者ごとに別葉にして記載すること。なお、「1 フルタイム(1年以上雇用見込み)」、「2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)」、「3 1年未満雇用見込み」のいずれかに該当する番号に○印を付けること。
- 40 (11) 欄の③欄イ～ホについては、訓練の種類別に訓練コース単位で記載すること。記載欄以上のコースがある場合、別紙に記載すること。
- 41 (11) 欄の③欄の「訓練の内容等」欄には、「係長・課長就任研修」、「〇〇語研修」等訓練が特定できるよう具体的に記載すること。
- 42 (11) 欄の③欄の「対象となる派遣労働者」欄の上段については、該当する「種別」の番号を最大2つまで記載すること。この際、登録中の者は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。
「対象となる派遣労働者」欄の下段については、各年ごとの対象となる派遣労働者の実人数をそれぞれ記載すること。「対象となる派遣労働者」について、「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」は、受講済みとして扱い、「対象となる派遣労働者数」に算入しなくてもよいこと。
- 43 (11) 欄の③欄の「(上段)実施時間の総計」については、各受講者に対する教育訓練実施時間の各年の1年間の合計(受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))を記載すること。対象となる派遣労働者に対して、ある訓練を1年目、2年目とそれぞれ段階ごとに行う場合は、1つの同じコースの中で、それぞれの年数の欄に記載すること。また、同一の派遣労働者に行う訓練であっても、2年目以降は1年目とは異なるコースに位置づける訓練等の場合は、2つ以上の異なるコースとして、それぞれの年数に応じた欄に記載すること。
おって、42の「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」を受講済みとした訓練については、当該者は実際には訓練を受講していないので、「(上段)実施時間の総計」に算入することはできないものであること。
「(下段)受講者の実人数」欄には、各年ごとの受講者の実人数を記載すること。各年に同一の訓練を複数回受講した者は、同年内に重複計上しないこと(例えば、1年目と2年目に同一の訓練を複数回受講した者は、それぞれの年数の欄に1人ずつ計上すること)。
- 44 (11) 欄の③欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうこと。キャリアアップに資する教育訓練としてOJTを実施するに当たっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的なOJTを実施しなければならないことに留意すること。
- 45 (11) 欄の③欄の「訓練費負担の別」において、「1 無償(実費負担なし)」とは、テキスト代等を含め教育訓練の全てを無償で実施することを、「2 無償(実費負担あり)」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 46 (11) 欄の③欄の「賃金支給の別」において、「1 有給(無給部分なし)」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給(無給部分あり)」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。
- 47 (11) 欄の③欄の「厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間」については、「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の実施時間の総計」の合計を「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数」で除して算出された数字を記載すること。また、合計する各年ごとの訓練実施時間は、「訓練の方法の別」が「1 計画的なOJT」又は「2 OFF-JT」、「訓練費負担の別」が「1 無償(実費負担なし)」、「賃金支給の別」が「1 有給(無給部分なし)」である等、法で定めるキャリアアップに関する要件を満たすもの(厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練)のみを合計したものであること。なお、フルタイム勤務の者であって1年以上の雇用見込みのあるものについては、1年で概ね8時間以上とすることとされていること。
- 48 (11) 欄の③欄の「1～3年目のaの合計(c)」及び「1～3年目のbの合計(d)」については、それぞれ1年目から3年目までの値を合計した数字を記載すること。
また、「1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(c÷d)」には、上述の(c)を(d)で除して算出された数字を記載すること。
- 49 (11) 欄の③欄については、上記47を満たさないものであっても派遣労働者のキャリアアップに資すると事業主が実施した全ての訓練について記載すること。ただし、上記47を満たしていない場合、都道府県労働局による指導の対象となる可能性があることに留意すること。
- 50 (11) 欄の③欄の「「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額(1人1時間当たり平均)」については、キャリアアップに資する教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載すること。

様式第11号 (第14面)

記載要領

Ⅱ 6月1日現在の状況報告

第7面から第9面まで

- 1 1 欄の①欄の「派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる6月1日現在(6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。以下同じ。)において派遣していた派遣労働者の実人数を記載すること。
- 2 1 欄の①欄、②欄、②の(続) 欄、③欄及び⑤欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の実人数を記載すること。
- 3 1 欄の②欄及び②の(続) 欄の「業務別派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる6月1日現在、最新の日本標準職業分類(中分類)に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。複数種類の業務に従事した派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもつとも多く従事した業務に従事したものとする。こと。「14-3 その他の医療技術者」には「14-1 診療放射線技師」及び「14-2 臨床検査技師」の業務の実績は含めないこと。なお、「66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12-1 医師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合のみ限定して派遣が認められていることに留意すること。
- 4 1 欄の③欄の「特定製造業務従事者の実人数」には、報告の対象となる6月1日現在において労働者派遣法附則第4項の「特定製造業務」に従事した派遣労働者の実人数を記載すること。
- 5 1 欄の④欄の「期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者の実人数」には、6月1日現在における労働者派遣法第40条の2第1項第2号から第5号までに該当する労働者派遣に係る派遣労働者(日雇派遣労働者を除く。)の実人数(1 欄の①欄に記載した派遣労働者計の内数)を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもつとも該当する事項に記載すること。
- 6 1 欄の⑤欄の「日雇派遣労働者の実人数」のうち、「高齢者」とは労働者派遣法施行令第4条第2項第1号に掲げる者のことをいい、「昼間学生」とは同項第2号に掲げる者のことをいい、「副業として従事する者」とは同項第3号に該当する者であつて労働者派遣法施行規則第28条の3第1項第1号に該当するもののことをいい、「主たる生計者でない者」とは労働者派遣法施行令第4条第2項第3号に該当する者であつて労働者派遣法施行規則第28条の3第1項第2号に該当するものをいうこと。当該日雇派遣労働者が、複数の種類に該当する場合、もつとも主たる理由と考えられるものに算定すること。
- 7 1 欄の⑥欄の「特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数」には、6月1日現在における労働者派遣法附則第4項の「特定製造業務」に従事していた日雇派遣労働者の実人数(1 欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数)を記載すること。
- 8 1 欄の⑦欄の「日雇派遣労働者の業務別実人数」には、6月1日現在における労働者派遣法施行令第4条第1項第1号から第19号までに掲げる業務に従事している日雇派遣労働者の実人数(1 欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数)を記載すること。なお、複数種類の業務に従事した日雇派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもつとも多く従事した業務に従事したものとする。こと。なお、「4-19 看護業務」については、労働者派遣法施行令第4条第2項の規定に基づき准看護師等の看護師以外の者が行う業務を含まないこと。
- 9 1 欄の⑧欄の「日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる派遣労働者の実人数」には、6月1日現在における労働者派遣法第40条の2第1項第3号から第5号までに該当する労働者派遣に係る日雇派遣労働者の実人数(1 欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数)を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在においてもつとも該当する事項に記載すること。
- 10 2 欄には、6月1日現在において労働者派遣事業に係る登録者であつた者の実数(同日に派遣されている労働者を含み、過去1年以内において派遣されることがない派遣労働者を除く。)を記載すること。
- 11 3 欄には、報告の対象となる6月1日現在において派遣していた派遣労働者について、それぞれの保険の種類ごとに、適用されている者の実数を記載すること。なお、6月1日現在において派遣していない者は除かれることに留意すること。
- 12 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

労働者派遣事業報告書の作成チェックリスト

※このチェックリストは提出不要です。

1面	項目	チェック箇所
☐		許可番号、事業所枝番号、許可年月日
☐		記名
☐		実績がない場合は、左上に「実績なし」と記入
☐	7	産業分類、分類番号(4ケタ)
☐	8	事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日 ☞詳細は「FAQ 7」参照
☐	11	請負事業の実施の有無 ※「有」の場合は2面(3)請負事業の売上高も必須

2面	項目	チェック箇所
☐	(1)	派遣労働者数等雇用実績の実人数、数字の足し上げ、内数の関係の数値に矛盾がないか
☐	(1)①	全労働者の人数
☐	(2)	事業所ごとの労働者派遣事業の売上高
☐	(3)	事業所ごとの請負事業の売上高 ※金額計上ある場合1面11は「有」に○囲みあるか
☐	(6)①	労働安全衛生法第59条の該当番号、教育の内容
☐		受講した派遣労働者数
☐	(8)	雇用安定措置の数字の足し上げ、内数の関係の数値に矛盾がないか ☞詳細は「FAQ 10」参照
☐		「計」欄が、それぞれ「3年見込み」～「1年未満見込み」の縦計になっているか
☐		横欄の計(「第1号の措置を講じた人数」から「第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数」の合計)≥「対象派遣労働者数」 ※横欄の計が対象労働者の人数より多くなる場合がありますが、少なくなることはありません。 ☞詳細は「FAQ 10」参照

3～5面	項目	チェック箇所
☐	3, 4, 5面	最低賃金を下回っていないか
☐	5面(10)	マージン率等の情報提供の状況 ※「その他」の場合は具体的に記載

1～5面 記入箇所 赤は必須 黄は該当すれば必須

労働者派遣事業報告書の作成チェックリスト

※このチェックリストは提出不要です。

6面	項目	チェック箇所
☐	(11)①	キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数について、実人数、数字の足し上げ、内数の関係の数値に矛盾がないか
☐	(11)③	表欄外のいずれかに「○」(「1 フルタイム(1年以上雇用見込み)」、「2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)」、「3 1年未満雇用見込み」)
☐		複数の勤務形態がある場合、混在せず1枚ごとに作成
☐		最低賃金額を下回っていないか(「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額(1人1時間当たり平均))
☐		「訓練の方法の別」「訓練の実施主体の別」「訓練費負担の別」「賃金支給の別」に該当番号の記載
☐		上記該当番号に応じて、「実施時間の総計」「受講者の実人数」の足し合わせ ※「訓練の方法の別」は「1」「2」、「訓練費負担の別」は「1」、「賃金支給の別」は「1」であるものを足し合わせる
☐		表下部の(a)(b)(「各年ごとの厚生労働大臣が～(一部省略)」「実施時間の総計」の合計)及び「受講者の実人数」が、それぞれの訓練に記載された合計数と一致。(小数点切り捨て)

7～9面	項目	チェック箇所
☐	7面1①②	6月1日現在の状況報告が実人数で、数字の足し上げや、内数の関係の数値に矛盾がないか
☐		1①と1②の合計、内訳が一致(有期、無期、協定対象派遣労働者の内訳も一致)
☐	9面3	雇用保険等の適用状況の人数が、7面1①②と数値に矛盾がないか。(7面1①②より9面3の合計が多くなることは無い)

その他	チェック箇所
☐	複数事業所分提出する場合、「正本」、「副本」、「会社控え」ごとに分類、12号等の他の書類の混在無し
☐	労使協定を締結している場合、協定書の添付(写しを2部) 詳細は「FAQ 5」参照
☐	郵送での提出は、切手を貼った返信用封筒を同封

6～9面 記入箇所 赤は必須 黄は該当すれば必須

6面

訓練種別ごとに横一列すべて記載

7面

①(赤)に記載が有り
↓
②の総計、有期・無期、協定対象労働者の内訳トータルは一致

8面

7面の続き
該当職種ごとの内訳記載

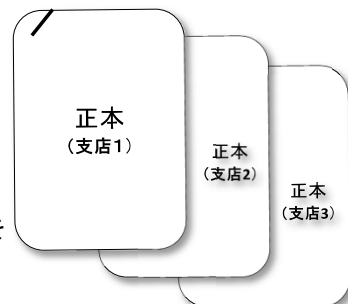
9面

7面①の人数より多くなることはない

複数事業所がある場合

複数事業所がある場合は、正本、副本、会社控えごとに分類して提出して下さい

1～9面までを
ホッチキス



提出先

〒860-8514

熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階

熊本労働局 職業安定部職業安定課 需給調整事業室